

平成20年第3回名寄市議会定例会会議録
開会 平成20年9月1日(月曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|--|---------------------------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | て | |
| 日程第2 | 会期の決定 | 議案第15号 市道路線の廃止について | |
| 日程第3 | 行政報告 | 日程第17 | 議案第16号 名寄市固定資産評価員の選任について |
| 日程第4 | 議案第1号 名寄市ふるさと応援寄付条例の制定について | 日程第18 | 議案第17号 平成20年度名寄市一般会計補正予算 |
| 日程第5 | 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | 日程第19 | 議案第18号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 |
| 日程第6 | 議案第3号 名寄市表彰条例の一部改正について | 日程第20 | 議案第19号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算 |
| 日程第7 | 議案第4号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | 日程第21 | 議案第20号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算 |
| 日程第8 | 議案第5号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について | 日程第22 | 議案第21号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算 |
| 日程第9 | 議案第6号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正について | 日程第23 | 議案第22号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算 |
| 日程第10 | 議案第7号 合併特例区規約の変更について | 日程第24 | 議案第23号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算 |
| 日程第11 | 議案第8号 名寄市都市公園条例の一部改正について
議案第9号 なよろ健康の森条例の一部改正について | 日程第25 | 議案第24号 平成19年度名寄市各会計決算の認定について
議案第25号 平成19年度名寄市病院事業会計決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正について | 議案第26号 平成19年度名寄市水道事業会計決算の認定について | |
| 日程第13 | 議案第11号 名寄市土地開発公社定款の変更について | 日程第26 | 報告第1号 平成19年度名寄市風連特例区会計決算の報告について |
| 日程第14 | 議案第12号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更について | 日程第27 | 報告第2号 健全化判断比率の報告について |
| 日程第15 | 議案第13号 損害賠償の額を定めることについて | 報告第3号 資金不足比率の報告について | |
| 日程第16 | 議案第14号 市道路線の認定について | 日程第28 | 報告第4号 専決処分した事件の報告について |

日程第29 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告
日程第4 議案第1号 名寄市ふるさと応援寄付条例の制定について
日程第5 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第6 議案第3号 名寄市表彰条例の一部改正について
日程第7 議案第4号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第5号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について
日程第9 議案第6号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第7号 合併特例区規約の変更について
日程第11 議案第8号 名寄市都市公園条例の一部改正について
議案第9号 なよろ健康の森条例の一部改正について
日程第12 議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正について
日程第13 議案第11号 名寄市土地開発公社定款の変更について
日程第14 議案第12号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更について
日程第15 議案第13号 損害賠償の額を定めることについて
日程第16 議案第14号 市道路線の認定について
議案第15号 市道路線の廃止につい

て

日程第17 議案第16号 名寄市固定資産評価員の選任について
日程第18 議案第17号 平成20年度名寄市一般会計補正予算
日程第19 議案第18号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
日程第20 議案第19号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算
日程第21 議案第20号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算
日程第22 議案第21号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算
日程第23 議案第22号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算
日程第24 議案第23号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算
日程第25 議案第24号 平成19年度名寄市各会計決算の認定について
議案第25号 平成19年度名寄市病院事業会計決算の認定について
議案第26号 平成19年度名寄市水道事業会計決算の認定について
日程第26 報告第1号 平成19年度名寄市風連特例区会計決算の報告について
日程第27 報告第2号 健全化判断比率の報告について
報告第3号 資金不足比率の報告について
日程第28 報告第4号 専決処分した事件の報告について
日程第29 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

1. 出席議員（26名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員

2番	植松	正一	議員	総務部長	佐々木	雅之	君
3番	竹中	憲之	議員	生活福祉部長	吉原	保則	君
4番	川村	幸栄	議員	経済部長	手間本	剛	君
5番	大石	健二	議員	建設水道部長	野間井	照之	君
6番	佐々木	寿	議員	福祉事務所長	中西	薫	君
7番	持田	健	議員	上下水道室長	和田	博	君
8番	岩木	正文	議員	教育部長	山内	豊	君
9番	駒津	喜一	議員	市立総合病院	香川	讓	君
10番	佐藤	勝	議員	事務部総務課長			
11番	日根野	正敏	議員	市立総合病院	香川	讓	君
12番	木戸口	真	議員	市立大局学	三澤	吉巳	君
13番	高見	勉	議員	市立大局学	三澤	吉巳	君
14番	高渡	辺正	議員	会計室長	成田	勇一	君
15番	高橋	伸典	議員	監査委員	成森	山良	悦
16番	山口	祐司	議員				
17番	田中	好望	議員				
18番	黒井	徹	議員				
20番	川村	正彦	議員				
21番	谷内	司	議員				
22番	田中	之繁	議員				
23番	東	千春	議員				
24番	宗片	浩子	議員				
25番	中野	秀敏	議員				

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤	健一
書記	間所	勝
書記	松井	幸子
書記	高久	晴三
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	島	多慶志	君
副市長	中尾	裕二	君
副市長	小室	勝治	君
教育長	藤原	忠	君

○議長（小野寺一知議員） ただいまより平成20年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

5番 大石 健二 議員

21番 谷内 司 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月12日までの12日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月12日までの12日間と決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。本日、平成20年第3回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、（仮称）自治基本条例について申し上げます。

市民懇話会では、自治基本条例のあり方について、これまで11回に亘る活発な協議検討が行われており、平成21年度の条例施行に向け提言をまとめるための作業を進めています。

次に、（仮称）地域連絡協議会の創設について申し上げます。

住民同士のつながりが希薄になってきていると

言われる中、地域における子どもたちの安全安心を守る活動、防犯、防災対策や地域福祉のネットワークなど地域全体としての総合的な課題解決が求められています。

これらの課題に地域住民と行政が連携して対応できる組織として、地域連絡協議会の創設をめざしており、7月から町内会長と協議を行い、小学校区域毎の創設に向けて、準備会を立ち上げていただいたところであります。

今後は、準備会の中で地域連絡協議会の運営方法や活動方針、事業内容について、協議を進めてまいります。

次に、「町内会長・行政区長と行政との懇談会」について申し上げます。

6月23日、ホテルメープルにおいて地域の連携をより強化するため、名寄市町内会連合会・風連町行政区長会共催による行政との懇談会が開催されました。本年度の主な事業について説明するとともに、地域から出された意見・要望などについて意見交換を行いました。

次に、国際交流について申し上げます。

姉妹都市カワーサレイクス市リンゼイとの交流については、2人の高校生を7月中旬から派遣しており、ホームステイを行いながらリンゼイ市民との交流を深め、今月中旬に帰国の予定となっています。

また、友好都市ドーリンスク市との交流では、8月5日から3泊4日の日程で名寄ピヤシリ少年少女合唱団を中心に25人が訪問し、音楽などを通じて、交流を深めてまいりました。

次に、国内交流について申し上げます。

山形県鶴岡市藤島との交流では、8月8日から3泊4日の日程で名寄ピヤシリサッカー少年団を中心に19人が訪問し、サッカーなどを通じて、子どもたち相互の友情を育んでまいりました。

東京都杉並区との交流では、6月15日に開催されました「第29回ふうれん白樺まつり」に、高円寺阿波おどり一行など関係者48人が来名し、

花を添えていただくとともに、清峰園への慰問も行われ、幅広い市民との交流が行われました。

本年度の「都会っ子体験交流事業」は、杉並区・名寄市それぞれ25人の児童が参加して行われました。7月28日からの名寄会場、8月5日からの杉並会場、それぞれ3泊4日の日程で、子どもたちはお互いの「まち」を知り、友情を深めながら、夏休みの楽しいひと時を過ごしました。

また、8月23・24日の両日開催されました「第52回東京高円寺阿波おどり大会」には、名寄市から代表団と市民合わせて35人が参加し、杉並区民並びに杉並区と友好関係にある自治体との交流を深めてまいりました。

次に、名寄ふるさと大使について申し上げます。

名寄市の知名度向上と発展に貢献していただくことを目的として「名寄ふるさと大使設置要綱」を制定いたしました。

第1号として、(株)エフエムなよろが、特産のグリーンアスパラPRのため選定している「なよろアスパ恋」のお二人を6月15日に委嘱し、「ふうれん白樺まつり」において、広く市民の皆さんに御紹介いたしました。今後、名寄市のPR活動などを担っていただくことになっています。

次に、病院事業について申し上げます。

本年1月に着工した増改築工事は、順調に工事が進んでおり、7月14日からレストラン棟が営業を開始し、救急外来棟については7月30日から救急搬送車の受け入れ及び救急外来患者の診療を行っています。

今後、9月下旬にICU病棟が完成しますが、医療機能が十分発揮できるよう、運用にあたる医師や看護師など、スタッフの確保に努めているところです。

次に、本年4月から6月までの第1四半期における一般科の稼働状況について申し上げます。

入院では、患者数2万4,575人で、前年に比べ816人、3.2パーセントの減少となりましたが、外来では、患者数6万4,555人で、前年より

も1,686人、2.9パーセントの増加となりました。

医業収益につきましては、入院収益で10億5,917万2千円となり前年比4,639万9千円、4.6パーセントの増加、外来収益では4億5,231万6千円で前年比8,91万6千円、2パーセントの増加となりました。

この結果、入院と外来合わせて15億1,148万8千円となり、前年実績から5,531万5千円、3.8パーセントの増加となっています。

今後も収益の確保と費用の抑制を図り、市民の信頼に応える病院運営に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

本年4月から実施された、後期高齢者医療制度への支援金を負担するため、国民健康保険税の体系がこれまでの基礎課税分、介護納付金分に後期高齢者支援分が加わった3税方式での初めての賦課が行われました。

その結果、平成20年度の当初賦課において応能応益割合は46.39パーセントと応益部分が若干少ない構成となっておりますが、本年度も7割、5割、2割軽減を実施することができました。

基礎課税分及び後期高齢者支援金で実施された7割、5割軽減の世帯数は1,903世帯、2割軽減で658世帯となり、合わせて軽減実施世帯は2,561世帯で国保加入世帯の54.6パーセントにあたります。

介護納付金の軽減では、7割と5割軽減で783世帯、2割軽減では286世帯で、合計1,069世帯は介護保険被保険者世帯の47.2パーセントにあたる結果となりました。

また、本年度から保険者に義務づけされた、特定健診および特定保健指導については、これまでの基本健康診査に代わるものとして、保健センターを中心に集団検診方式で各種がん検診と並行して進めています。なお、従前から補助を実施しております人間ドックにつきましても、特定健診の検査項目を満たしており、さらなる活用が今後の

受診率向上につながるものと考えています。

次に、後期高齢者医療制度について申し上げます。

本年4月、平成18年中の所得での暫定賦課による保険料でスタートした本制度ですが、7月中旬に平成19年中の確定所得により計算した保険料の通知を行いました。

制度実施から既に半年が経過しましたが、保険料の納付方法の変更や、保険料の軽減策に関わった改正が行われていますので、今後も被保険者に理解いただくよう周知に努めてまいります。

次に環境の保全について申し上げます。

温室効果ガスの排出削減等を目的に本年3月に策定いたしました「名寄市地球温暖化防止実行計画」に基づき、洞爺湖サミットと連動して、市内全小学校（11小学校）で出前講座及び写真パネル展を開催いたしました。また、地球温暖化防止講演会、市広報特集記事の連載（4月～9月）及び広報車による街頭啓発を実施し、温暖化防止啓発活動に努めてまいりました。

次に、消防事業について申し上げます。

1月から6月までの上半期における火災件数は7件で、前年比2件の増となっておりますが、幸いに死傷者はありませんでした。火災種別では、建物火災が5件、車両火災が1件、その他火災が1件となっております。

救急件数は508件で、前年比6件の減となっており、事故種別では、急病317件、一般負傷81件、転院搬送61件、交通事故30件、その他19件となっております。

救助件数は8件で、前年比3件の増となっております。交通事故による出動が5件となっております。

火災予防につきましては、4月から7月末までに一般住宅649世帯と高齢者住宅308世帯の防火訪問を実施し、住宅防火対策の推進に努めてまいりました。

消防体制につきましては、計画的に施設及び装備の整備を進め、初動体制の強化と効率的な部隊

運用を図ってまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

関係機関・団体及び市民の皆さんの御協力をいただきながら「交通事故防止」に努めてまいりましたが、本年3月と7月に死亡事故が発生し、お二人の尊い命が失われました。特に7月の死亡事故は、生活道路での事故であり、市内あらゆる場所での事故発生の可能性が考えられます。

この悲惨な交通事故を撲滅するために、8月7日、関係機関、交通安全団体及び防犯団体と連携し、北海道警察音楽隊・カラーガード隊及び東中学校吹奏楽部の演奏による、「名寄市民安全・安心まちづくりコンサート」を開催、さらに、8月8日には全市民を対象にした「交通事故抑止緊急市民総決起大会」を開催し、交通事故防止を広く市民に呼びかけたところです。

今後とも、関係機関・団体と連携を図り、悲惨な交通事故が発生することのないよう、交通安全運動を進めてまいります。

次に、生活安全対策について申し上げます。

不幸な事件、事故を未然に防止するため、幼児、児童、生徒を不審者から守るための緊急避難場所として、関係機関・団体及び市民の皆さまの御協力により「子ども110番の家」、各小学校区においては、安心会議として「SOSこども110番の家」を設置してまいりました。

また、平成18年度に庁用車5台に青色回転灯を設置し、防犯パトロールを実施してきましたが、今年度も3台に設置し、体制の強化を図ってきたところです。

さらに、7月28日に安全安心円卓会議を開催し、安全対策について情報交換したところですが、残念ながら、その前日に通り魔による殺人未遂事件が発生しました。通り魔による殺傷事件は全国いたるところで発生しており、当市も例外ではないと強く認識したところです。

今後は、関係機関・団体との一層密接な連携を図るとともに、市民の皆さんの御協力をいただき

ながら、安全対策を進めてまいります。

次に、建設事業の発注状況について申し上げます。

8月20日現在における発注状況は、建設・委託事業合わせて71件、発注率は73.2パーセント、事業費で5億5,947万円となっており、今後も引き続き、早期発注に努めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

西町団地建替事業は、解体工事完了後、8月に木造平屋建て4棟8戸を発注し、12月に完成予定で建設を進めています。

継続事業の屋根張替工事は、白かば団地の3棟12戸、新北栄団地の1棟4戸を7月に完了いたしました。

また、耐震改修促進計画は、庁内作業部会を8月から3回程度開催し、10月末に策定が完了する予定です。

次に、公園の整備について申し上げます。

風連地区の西町公園内のトイレ水洗化工事が完了し、8月13日の風連ふるさとまつりから利用をいただいております。

天塩川せせらぎ公園内の河川敷パークゴルフ場は、旭川開発建設部の協力をいただき整備を進めておりますが、36ホールのうち18ホールが完成し、6月29日には市内パークゴルフ愛好者200人の参加により、開園式を兼ねた市民大会を開催したところであります。

今後も、市民の健康増進と交流の場として多くの皆さんの利用を期待しています。

次に、風連地区の市街地再開発事業について申し上げます。

施行者「株式会社ふうれん」では、北海道知事に権利変換計画の認可申請をしております。認可を受け次第、解体工事を行い、引き続き、建築工事に着手する予定となっております。

市では、事業が円滑に進行するよう施行者と連携を図り、支援してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

将来の給水量不足をサンルダムからの取水で補う内容を盛り込んだ第2期拡張計画について、風連地区及び自衛隊駐屯地の水源を緑丘浄水場に統合して、水道水の安定供給を図るなどの再評価原案を水道事業審議委員会に諮問し、9月下旬に答申を受ける予定です。

また、安定した給水を確保するための配水管網整備及び老朽管更新工事は、西10条北4丁目他2路線、延長で924メートルを供用開始し、現在、市道23線など4路線、延長2,031メートルの整備を行っております。

次に、個別排水処理施設整備事業について申し上げます。

農村部における環境整備を目的とした合併浄化槽工事は、風連地区9基、名寄地区6基の合計で15基の発注を終え、このうち7基を供用開始しております。

次に道路整備について申し上げます。

国土交通省関連事業での、交付金事業による東風連線智烈布橋架換上部工事と共和地区19線道路改良工事や、まちづくり交付金による風連地区瑞生通歩道改良事業は、天候にも恵まれ順調に進められております。

防衛施設周辺整備事業は、昨年から引き続き内淵地区菊山線舗装補修工事を実施し、7月に完了いたしました。新規事業の北1丁目道路改良ほか2路線や、都市計画街路緑丘通（北4丁目）改良舗装事業は、6月に実施設計の発注を終えましたので、本工事を9月に発注する予定となっております。

次に防塵対策事業について申し上げます。

未舗装道路のアスファルト乳剤による防塵処理補修工事につきましては、名寄地区において5月中旬から8月上旬にかけて142路線、延長で約27.9キロメートル、風連地区では2路線、延長で約0.2キロメートルを施工いたしました。

アスファルト再生合材による防塵処理工法については、名寄地区で郊外1路線、市街地2路線、

延長約719メートル、風連地区では、郊外1路線で、延長225メートルを実施いたしました。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

初めに、農作物の生育状況は、ほぼ順調に推移しております。

水稻につきましては、6月下旬の低温の影響で、出穂揃いは8月3日と平年より2日遅れましたが、穂数も多く、穂長もあり、7月以降の天候に恵まれ順調な生育となっています。

畑作物は、豆類で大豆が平年並、小豆が良好、馬鈴しょ・てん菜については平年より6日早く良好な生育となっています。秋まき小麦は、収穫作業が7月24日から始まり8月6日に終了し、現在は規格内に調製されていますが、収量は10アール当たり380キログラム程度と見込んでおり平年並みの収量、品質となっています。

露地のアスパラガスは、4月26日及び5月9日から13日の降霜・低温により、ほぼ全面積が被害を受け、共選受入は466tで計画540tに対し86.2パーセント、前年対比で94.1パーセントとなりました。

また農業振興センターでは、アスパラの新規植栽、更新に向けて、大苗・セル苗を延べ68戸に14万3,200株を供給いたしました。

次に、「名寄産業まつり」について申し上げます。

今年は30回の節目を迎え、名寄市の産業を広く市内外に発信すべく「もち米日本一フェスタ」をサブタイトルとし、名寄製品の良さと地産地消の普及、農業・農村への理解を深めることを目的に、8月31日になよろ健康の森を会場に盛大に開催されました。

また、サッポロビールの協力により、名寄産もち米を副原料とした「もちビール」を販売しPRに努めました。

御協力をいただきました実行委員を始め関係者の皆さんに感謝とお礼を申し上げます。

次に、水田畑作経営所得安定対策について申し

上げます。

この制度への本年度の加入申請は6月に終了しましたが、加入状況は、米2,334ヘクタール、小麦523ヘクタール、大豆421ヘクタール、てん菜213ヘクタール、澱原用馬鈴しょ38ヘクタール、合計で3,529ヘクタールと対象作物作付面積の95.2パーセントとなりました。米を除く4品目では、1,195ヘクタールで作付農家全戸が加入しています。また、認定農業者の内、対象作物作付け農家の全てが申請し、加入者数については実数で522件、固定払・成績払交付金443件、収入減少補てん交付金469件となりました。

次に農業農村整備事業について申し上げます。

道営事業では、畑地帯総合整備事業「智恵文地区」、地域水田農業支援緊急整備事業、「名寄地区・風連地区」、経営体育成基盤整備事業「共和地区・瑞生地区・東豊地区」で8月末までに約90%を発注し、農作物の収穫後に暗渠排水、区画整理や用排水路の整備を行います。また、来年度採択予定の名寄東地区では、事業計画樹立に向けた現地調査や換地計画に必要な資料の収集や図面の作成等を進めています。

市の単独事業であります「智恵文12線農道整備事業」は、9月中旬の完成に向けて工事を実施中であり、完成後は、農作物への防塵対策や荷痛み防止等に効果を上げることとなります。

次に、商工業関係について申し上げます。

商店街の賑わい支援策の一つとして市内バスの活用策について、関係機関、団体と協議してまいりました。一昨年、昨年に引き続き市内バス会社の協力により、無料実験運行を「てっし名寄まつり」期間中の8月3日から6日まで、市内循環バスに東西線を加えて運行いたしました。1日当たりの平均乗車人員は242人となっており、通常運行との比較、商店街の賑わい創出についてどうあるべきか商工会議所、商店街連合会と協議・検討を行ってまいります。

なよろ全市連合大売り出し実行委員会では、抽選で現金が当たる「なよろ宝くじ」付の「なよろ全市連合大売り出し」を7月19日から8月24日まで実施いたしました。消費者の購買意欲を高め、夏物商戦を盛り上げ、中心市街地の商店街活性化及び売上げ増加を期待するところであります。

また、商店街連合会主催の「北のカーニバル」は、9団体の参加があり、沿道の市民から温かい拍手と歓声が沸いていました。今後も、地域と一体となった催行事を支援してまいります。

次に、住宅リフォーム促進助成事業について申し上げます。

平成19年度から実施し、2年目となりますが、市民の関心が高く、150件の予定枠の申請受付が6月末で終了いたしました。登録業者84者のうち施工業者は48者で、受注額は3億4百万円となり、市内建設業者の振興及び雇用の促進に寄与していると考えています。

次に、中心市街地活性化基本計画策定作業の状況について申し上げます。

商工会議所まちづくり委員会では、これまで6回の会議を開催し、医・食・住など健康をテーマに28事業の推進決定をしました。各事業の事業主体について精査を行うとともに、まちづくり会社、活性化協議会の動きについて議論をしています。並行して活性化基本計画の作成につきましても、関係機関と十分連携し、協議しながら進めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

8月に公表された政府の月例経済報告では、これまでの「足踏み状態」から「弱含み」との表現に改め、景気後退に転じたことを示唆しました。公共事業の依存率が高い道内において、特に道北における経済状況は、原油・原材料の高騰により、総体的に不況感が強く、労働者を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。厳しい環境下ではありますが、高校生の職業意識の向上と新卒者が地元企業に就職できるよう啓発活動の一助

として、本年度も商工会議所と連携し市内各高校、各事業所の協力により、市内高等学校インターンシップ職場体験事業の取り組みを支援してまいります。

また、季節労働者の通年雇用に向けた取り組みとして、6月に実施しました「季節労働者雇用実態調査」の分析作業を行っています。また、7月29日に通年雇用支援セミナーを開催し、多くの事業主の参加をいただいたところであり、今後も新分野進出セミナー・資格取得に関わる助成等、季節労働者の通年雇用支援を行ってまいります。

次に、観光について申し上げます。

「第29回ふうれん白樺まつり」は、6月15日にふうれん望湖台自然公園を会場に開催され、好天の中、交流都市東京都杉並区からの参加もいただき、多くの市民で賑わいました。

なよろ観光まちづくり協会の韓国観光客誘致事業の一環として、7月7日から20日にかけて、韓国13の大学から20人の大学生が名寄を訪れました。名寄市立大学では、日本文化や語学の研修と地元学生との交流を深め、なよろ観光まちづくり協会からは、名寄の自然・文化・観光資源を韓国にPRしていただくため「なよろ観光広報大使」の任命状が一人ひとりに授与されました。

「てっし名寄まつり」は、8月3日から6日まで天塩川河川敷と市内中心部において開催されました。数多くのイベントが繰り広げられ、特にライブコンサート、花火大会には1万1,500人の市民、観光客が訪れ、夏のひとときを楽しみました。

「第30回風連ふるさとまつり」は8月12日に道の駅「もち米の里☆なよろ」で前夜祭が開催され、翌13日は風連駅前通りを会場に14団体、16基の勇壮な「風舞あんどん」が観衆を魅了しました。

道立公園サンピラーパーク全面開園記念「ふるさとフェスティバル in サンピラーパーク」が7月26日に開催されました。記念式典では、北海

道をはじめ、各関係機関から御来賓の御出席をいただき、テープカットで全面開園を祝ったほか、演奏会や人形劇など各種記念イベントや上川北部「道の駅」物産販売コーナーが設けられ、多くの市民で賑わいました。また、花と緑のイベント「ガーデンアイランド北海道2008」の登録会場となり、春から秋までの花のコンセプトは、シバザクラ、ラベンダー、ヒマワリ、コスモスなどで、各関係機関、団体、サークル等の御協力により、季節に合った演出が施され、訪れた市民や観光客の目を楽しませてくれています。

次に、道の駅事業について申し上げます。

4月20日のオープン以降、来場者数は7月末で9万9,000人と予想を超える状況となり、8月7日には11万1,111人目の来場者に記念品を贈呈した旨、指定管理者より報告を受けました。また、6月28日からは、市内の野菜生産農家で組織する「道の駅農産物直売コーナー会」が、新鮮な野菜を販売し、好評を得ております。

道の駅修景整備工事につきましては、道の駅の一体感を出すために隣接する特産館施設の外壁改修、芝張りなどの整備工事を9月上旬の着工に向け準備を進めているところであります。

次に、社会教育について申し上げます。

第3回名寄市花壇コンクールが8月7日・8日に開催され、80点の花壇の応募がありました。いずれも力作ぞろいであり、市内全域で花いっぱい運動の広がりを感じたところです。

次に、市立図書館について申し上げます。

夏休み期間中には、子どもを対象としたミニ展示「課題図書」「北海道指定図書」「小学1・2年向けおすすめ本」などを実施し、読書普及推進に努めてまいりました。

また、子どもの読書活動推進については、「名寄市小中学校図書室担当者会議」や「名寄市子ども読書活動推進連絡会議」などで要望のありました「小学1・2年向けおすすめリスト」を7月に作成し、市内の小学1・2年生や各関係機関に配

布いたしました。今後、幼児、小学校中学年、高学年を対象に順次作成するなど、本に親しめる環境づくりに一層努めてまいります。

次に、プラネタリウム館、市立木原天文台について申し上げます。

プラネタリウム館では、7月2日から5日間、幼児・児童を対象に「七夕無料投影会」を実施し、336人の利用をいただきました。

市立木原天文台では、「七夕観望会」や道立サンピラーパーク主催の「観望会」において、昼間に見える夏の星や天の川など、多くの市民に素晴らしい星空を見ていただきました。

次に、学校教育について申し上げます。

教育施設の整備につきましては、南小学校と名寄中学校の水飲場直圧給水工事、西1条南12丁目教員住宅4棟7戸の解体工事を実施いたしました。

シックスクール対策につきましては、夏期休業期間中に名寄小学校を除く全小中学校においてホルムアルデヒド・揮発性有機化合物の検査を実施いたしました。検査結果は9月に出る予定となっており、今後も施設や環境の整備を進め、安全で安心できる学習環境の整備に努めてまいります。

児童生徒の安心安全の確保では、7月27日に大学公園で、通り魔による殺人未遂事件が発生いたしました。このような事件に児童生徒が巻き込まれる事がないよう7月28日には、安心安全円卓会議に協力を要請いたしました。今後も関係機関との連携を深め児童生徒の安心安全の確保に万全を尽くしてまいります。

特別支援教育グランドモデル地域事業につきましては、7月に名寄市特別支援連携協議会を開催し、相談支援ファイルの活用により関係機関が情報共有を図り、発達障がいを含む障がいのある子どもの、成人期までの一貫した支援体制の整備を図ることといたしました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

第36回名寄～下川間往復駅伝競走が6月22

日に行われ、昨年より少ない42チームの参加となりましたが、中学生や高校生チームの参加が増え、健脚を競いました。

8月11日には、北京オリンピック女子柔道57キロ級に名寄市出身の佐藤愛子選手が出場しました。

名寄市民を挙げて佐藤選手を応援するため、現地に20人の応援団を派遣したほか、名寄市民文化センターにおいてテレビ応援会を開催し、市民後援会の会員や柔道少年団など200人以上の皆さんが声援を送りました。残念ながらメダルには手が届きませんでしたでしたが、佐藤選手の勇姿は市民に感動と勇気を与えてくれました。

これまでの国際大会での実績と、名寄出身では初となる夏のオリンピック出場の快挙をたたえるため、表彰規定の改正を行い「特別表彰」授与の準備を進めているところです。

今後は、新たな目標に向かって活躍していただくことを期待しています。

次に青少年の健全育成について申し上げます。

本年度の野外体験学習事業「へっちゃんLAND2008」は、7月29日から3泊4日の日程で、小学4年生から中学3年生まで36人の参加と、名寄市立大学生、市内小中学校教職員、名寄山岳会、名寄振興公社の皆さんなど、多くの方々の御協力により無事終了することができました。参加した子どもたちは、自然体験、集団生活を通じて、たくましく成長し、友情を育み、たくさんの思い出をつくることができました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

青少年センターでは、7月24日に名寄警察署とともに、有害図書類の販売店、自動販売機などについて、青少年の非行防止全道一斉立ち入り調査を実施いたしました。北海道青少年健全育成条例違反はありませんでしたが、店舗の営業者や従業員に条例の趣旨、規制内容を説明し、引き続き理解と協力を求めたところです。

また、名寄市児童生徒補導協議会との連携によ

り、夏休み期間中の祭典時での特別巡視による街頭指導を実施いたしました。今後も、町内会推薦の指導員とともに、地域住民の目線で日常の指導活動を通じて、青少年の問題行動の早期発見に努め、適切な指導に取り組んでまいります。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

名寄市の短い夏を締めくくる市民納涼盆踊り大会を8月16日と17日の2夜にわたり実施し、仮装盆踊りには、個人の部に15人、団体の部に8組の参加があり、延べ1,650人の人出でにぎわいました。実施に御尽力いただきました実行委員会をはじめ、御協力をいただきました皆さまに感謝申し上げます。

次に、北国博物館について申し上げます。

7月19日から8月24日まで開催しました特別展「昭和のくらし」は、昭和40年代の生活用品を中心に350点余りを展示いたしました。

生活の中で使用体験のある用具が多く、昭和を振り返る懐かしい場面を再現し、2,000人を超える方々に御観覧いただきました。

また、6月から8月にかけて6回開催しました天塩川流域史講座では、150年前の松浦武四郎の足跡を受講者とともにたどりました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます御報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 議案第1号 名寄市ふるさと応援寄付条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市ふるさと応援寄付条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平

成20年4月30日に公布され、ふるさと納税制度が創設されたことに伴い、名寄市を愛し、応援しようとする皆さんの思いを形にするため寄附金の使途、管理運用等について定めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） ふるさと寄付条例について1つ御質問というか、お願いもあわせて発言をしたいと思えます。

この条例が今決まればホームページ等で案内、また募集が始まることと思えますが、名寄市の大きなPRの機会になるのではないかというふうに思っています。寄附をしていただく方にとっても自分たちが寄附したお金がどのように使われるのか、そんなことが具体的に示されることが本当に必要ではないかというふうに思っています。今使途の指定について5つの項目が出されています。例えば大学を生かしたまちづくり事業、天体観測を生かしたまちづくり事業というふうにあるわけですが、こういった日本の本当に最北端にある公立の大学で4年制の大学、こんなこともPRする、また天体観測についても星空が本当にきれいなこういう名寄市であるというようなこともぜひ織り込んでいただけたらというふうに思っているわけです。寄附をしていただく、またそして全国の皆さん、名寄を知らない皆さんにも名寄を知っていただいて、名寄に来ていただけるような、関心を多く持っていただけるような、そんな案内にしていただきたいなというふうに考えているわけですが、そういったお考えがあるかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知識議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今の御提案なのですが、今回事業の区分を大きく4つの項目に分け

まして、その他寄附者の方がどんな事業にも対応できるように5項目をつくって対応しています。

これにつきましては、大学については議員も御存じのとおり全国から学生が集まってきて、医療、福祉、看護、栄養の部分につきまして全国に人材を供給しているということも含めまして情報の発信力があるものと考えております。それから、天体につきましては超新星の発見であるとか、名寄が全国で一番天体観測に適した地理的条件も含めまして、それから雪を生かしたものにつきましてはサンピラー現象、ピヤシリジャンプ施設の関係も含めまして、それから医療の関係につきましては今全国的に地域医療の確保という問題が叫ばれておりますので、議員おっしゃるとおり今議会で成立された後につきましては速やかにホームページにわかりやすい情報提供をして名寄のPRをして、全国から御寄附をいただけるような取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知識議員） 高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 条例そのものについては全国的な展開も含めて原案に賛成をするものでありますけれども、今ほども話がございましたように問題はこのふるさと応援寄付条例がどれだけPRと申しましょか、浸透をどれだけ図るかということにも一つ大きな課題があるのでないのかなというふうにも考えまして、今同僚議員からも話がございました。総務部長からの答えではホームページ等を含めて、インターネットの配信を含めて全国的な展開をすると、こういう答弁もありましたけれども、より具体的にそれ以外にいわばこの条例の趣旨、あるいは関係者にPRを含めしっかりと理解を求める具体的な考え方と申しましょか、そういうものがあるとするればこの際お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知識議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 広報なよろを使いまして名寄の市民の方々にまずPRをさせていた

だいて、これを含めまして全国にいる知人、友人の方々への浸透もお願いしたいと考えております。それから、名寄も東京なよろ会であるとか、いろいろ国内交流という形で杉並であるとか藤島であるとか交流を続けておりますので、そういう国内交流者のほうにつきましても御案内をしたいというふうに考えています。それから、独自のパンフレットもつくりまして、関係する機関であるとか名寄にゆかりのある方のほうにつきまして情報を集めまして、その辺の情報についても発信をしたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 基本的には私は東京なよろ会等々、ふるさと会含めて、決して強要をするものではありませんけれども、ふるさとに思いを寄せるそういう方々を通じてぜひ積極的なPR、あるいは理解を求める活動と申しましょうか、そういうのが必要だというふうに思うのでありますけれども、いま一つ、ただいまの市長の行政報告の中にもありましたけれども、名寄ふるさと大使の設置要綱というのがなされて、そしてお二方について大使として委嘱をしたという行政報告があったわけでありまして、私も極めて不勉強でありまして、大使の設置要綱について具体的に承知をしていなかった部分もあるわけでありまして、私はこれらの部分も大使の設置をして、いわば市内向け、あるいは近郊向けにやるのか、道内中心にやっていくのか、あるいは道外も含めてこうした方々に幅広く名寄にかかわりのある、決して有名人ということばかりではありませんけれども、企業関係だとか、あるいは関連する人材というものが私は輩出をされておられるのではないのかと。そういう人たちを幅広く例えばピックアップをして、道内外に広く名寄の知名度を上げる、あるいはそれがふるさと納税に直接つながるといことになるかならないかは別にいたしまして、私はこのふるさと会のこととあわせて名寄ふるさと大使の設置をしたことにもっと積極的な

活動と申しましょうか、掘り起こしをし、そして理解をいただいて委嘱をする活動を展開をすることによってこうしたふるさと納税の関係、あるいはふるさとに対する理解をより一層深めていくのではないかというふうにも考えるわけでありまして、けれども、そうした具体的な考え方があるのかどうか、この点についてもお答えをいただければというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先般道内他市の視察を研修する機会がちょっとございまして、そのところで名寄につきましては東京なよろ会、杉並区との交流、藤島の交流も含めて長い歴史を持っているのですが、ふるさと大使という全国に情報を発信したり、企業誘致の関係でいろんな情報をいただいたり、それから今回のふるさと納税についてもふるさとを愛し、ふるさとに寄附をということで具体的に呼びかけていただけるについてはチラシを配ったり、パンフレットを配ったりするだけ以上の非常にいい効果があるものだというふうに理解しておりますので、今回6月にアスパ恋の関係について大使の任命をいたしました、今後ともさらに名寄市から情報を発信できるような仕組みになるよう検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 了解をいたしました。

いずれにしても、ふるさと名寄をどういうふうに関係をとらえてPRをしていくというか、理解を求めていく活動というのは極めて大切なことだというふうに思うわけでありまして、そういう面では私は一面的に今申し上げましたふるさと大使の関係についても単に行政側だけの人材発掘と申しましょうか、それにはいささか限界もあるのでないのかと。そういう面では、やっぱり市民の皆さんに広くふるさと大使ということを名寄市としてしっかり取り組むということのある面広報等を通じて理解を市民の側に求めていくことによって

市民の側からこういう人材、こういう人がおりますというようなことの情報提供にもつながっていくのではないのかというふうにも考えますので、そういう面ではぜひいろんな機会をしっかりとらえて、そして名寄のより一層PRなりを含めて、こうした条例が生きる形に取り組みをしていく必要があるというふうにも考えますので、その辺についてもよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑を集結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、さきの通常国会において制定された地

方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本市の関係条例において所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、引用している地方自治法の項番号を改めること及び議員の報酬を議員報酬に改めることとあります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 議案第3号 名寄市表彰条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 名寄市表彰条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、毎年11月3日に行っている功労表彰、善行表彰及び栄誉賞の表彰式を必要に応じて行うことができるようにするため、名寄市表彰条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 議案第4号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第4号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄市職員の育児休業等に関する条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児短時間勤務制度が新設されたことに伴い、平成19年第4回定例会におきまして本市の職員も同様の措置を講ずるべく改正されましたが、本件は未整備であった給与等の取り扱いについて整備するため、本条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第8 議案第5号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、道路運送法の改正により、車いすや寝たきりの高齢者を対象に医療機関と利用者の居宅との間の送迎等を行う外出支援サービスの利用料について見直しを行い、現行1回200円から無料とするため、名寄市高齢者自立支援事業条例を改正し、より支援を必要とする方に対する福祉サービスの充実を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第9 議案第6号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第6号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本市では、一般廃棄物を適正に処理するため内淵一般廃棄物最終処分場及び風連一般廃棄物最終処分場を設置しておりますが、両施設の廃棄物処理手数料は現在も合併前の体系で算定されており、内淵では従量制、風連では累進制を採用しております。本件は、受益者に対する負担の公平を確保するため、両施設で異なる廃棄物処理手数料の算定方式を従量制に統一すべく名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により民生常任委員会に付託し、審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、民生常任委員会に付託し、閉会中審査することに決定いたしました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第10 議案第7号 合併特例区規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第7号 合併特例区規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、合併特例区規約第5条の合併特例区で処理する事務の一部について平成21年度から市長の権限に属する事務へ移行するため、合併特例区規約を変更しようとするものであります。

主な変更の内容について申し上げます。まず、天塩川パークゴルフ場の管理につきましては、同パークゴルフ場を含む天塩川流域の整備が完了し、平成21年4月から新たに都市公園として管理運営をするため、市の事業に移行するものであります。次に、町民農園管理につきましては、現在天塩川土地改良区用水埋設跡地を借り受け、家庭菜園用地として開放しておりますが、名寄地区のほのぼの農園と窓口を一本化することで利用者に対する利便性の向上を図ろうとするため、市の事業に移行しようとするものであります。次に、街路灯、防犯灯管理事業につきましては、合併協議におきまして旧名寄市と旧風連町とでは電気料の負担内容に相違があることから、合併後に調整し、再編することとしておりましたが、このたび風連地区で街路灯の維持管理をしております市街地街路灯管理組合と本市との協議におきまして今後は名寄地区と同様の取り扱いをすることで協議が調いしましたので、農村地区の防犯灯も含め市の事業に移行し、統一を図ろうとするものであります。

以上、市町村の合併の特例に関する法律第5条の14第2項の規定により議会の議決を求めるも

のでありますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第11 議案第8号 名寄市都市公園条例の一部改正について、議案第9号 なよろ健康の森条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第8号 名寄市都市公園条例の一部改正について及び議案第9号 なよろ健康の森条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

平成12年度から河川環境整備事業の一環として整備を進めておりました風連地区の天塩川パークゴルフ場を中心とした天塩川さざなみ公園が本年度中に工事が完了し、平成21年度から本公園のすべての施設が供用開始することから、本公園の設置及び管理について必要事項を定めようとするものであります。また、これに伴い名寄公園パークゴルフ場及び健康の森パークゴルフ場の利用料金について天塩川さざなみ公園パークゴルフ場

との均衡を図り、名寄市内のパークゴルフ場との共用料金を設定するため、名寄市都市公園条例及びなよろ健康の森条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号及び議案第9号については、本会議質疑を省略し、12名の議員をもって構成する名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員会を設置し、これを付託の上、審査したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。名寄市都市公園条例等の一部改正に関する審査特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、植松正一議員、竹中憲之議員、駒津喜一議員、木戸口真議員、高橋伸典議員、山口祐司議員、川村正彦議員、谷内司議員、田中之繁議員、東千春議員、宗片浩子議員、中野秀敏議員、以上12名を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員に選任することに決定いたしました。

正副委員長長の互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時18分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副委員長長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長には中野秀敏議員、副委員長には木戸口真議員、以上であります。

○議長（小野寺一知識員） 日程第12 議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、診療報酬の算定方法を定める厚生労働省告示の制定等に伴い、名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例について所要の文言整理を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第13 議案第11号 名寄市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第11号 名寄市土地開発公社定款の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、郵政民営化法等の施行に伴い関係法律の整備等に関する法律が施行されたことにより公有地の拡大の推進に関する法律が一部改正されたことから、名寄市土地開発公社定款について所要の文言整理を行おうとするものであります。

以上、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により議会の議決を求めますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第14 議案第12号 北海道市町村備荒資金組合同規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第12号 北海道市町村備荒資金組合同規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

近年市町村におきましては財政が急激に悪化する中、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、健全化判断比率に基づく財政悪化度合いに応じて財政の早期健全化及び再生が求められておりますが、道内においては依然財政基盤が脆弱で、厳しい財政運営を余儀なくされている市町村も多く、景気動向等によっては本市を含め全市町村において財政危機に直面し、円滑な行財政運営に支障を来すことも懸念されます。このことから、本件は北海道市町村備荒資金組合理約の一部を変更し、財政再生団体となることを回避するための緊急避難的な措置として、普通納付金の返還の特例制度を創設しようとするものであります。

以上、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第15 議案第13号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第13号 損害賠償の額を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

交通事故の内容は、本年2月28日午後1時40分ごろ、旭川市東鷹栖4線2032番地の1、道央自動車道におきまして経済部が所管する公用車が吹雪で視界不良の中、前方不注意のため交通事故により停車していた車両に衝突したことにより衝突された車両が回転し、交通事故の被害確認をするため車外に出ていた名寄市西5条南4丁目39番地、吉岡ユキ子氏に接触し、負傷させたものであります。

過失割合は本市が100%であり、相手方に対する損害賠償として本市が134万6,807円を負担することで本市と吉岡氏は合意に至りました。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を134万6,807円に決定するため、議会の議決を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第16 議案第14号 市道路線の認定について、議案第15号 市道路線の廃止について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第14号 市道路線の認定及び議案第15号 市道路線の廃止について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第14号 市道路線の認定について申し上げます。本件は、平成20年4月、都市計画法第29条に基づく開発行為により造成され、その後道路法第40条第2項により帰属を受けた道路について整理番号4085、路線名、豊栄団地1号線として新たに市道の認定をしようとするものであります。

次に、議案第15号 市道路線の廃止について申し上げます。本件は、整理番号8012、北3号線について開発局による築堤改修工事が行われるため、開発局の依頼により市道路線の認定を一たん廃止するものであります。

以上、議案第14号につきましては道路法第8条第2項の規定及び議案第15号につきましては同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、議案第14号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第14号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第17 議案第16号 名寄市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第16号 名寄市固定資産評価員の選任について、提案の理由を申し上げます。

名寄市固定資産評価員は、評価事務を所管する総務部長の職にある者を選任しておりますが、本件は7月1日付人事異動に伴い新たに総務部長、佐々木雅之を同評価員に選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

議案第16号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は同意することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第18 議案第17号 平成20年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第17号 平成20年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款の臨時的経費を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ1億425万2,000円を追加して、予算総額を189億6,549万5,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。4款衛生費におきまして名寄東病院振興基金積立金2,500万円の追加は、平成15年12月に国から移譲を受けて開設した本院を国の用途指定期間の10年が終了する平成25年12月以降に民間へ移譲する際に施設の改修支援を行うための積み立てをしようとするものであります。また、病院事業会計繰出金の3,410万円の追加は、施設整備に伴う合併特例債相当分を繰り出ししようとするものであります。

9款消防費におきまして上川北部消防事務組合負担金100万円の追加は、平成19年度の寄附金を備品購入に充てようとするものであります。

10款教育費におきまして学校給食用食材供給施設設計委託料250万円の追加は、パン製造施設として活用を予定している旧風連学校給食センターの改修にかかわる設計委託料であります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、財源不足額を地方交付税で調整いたしました。

1款市税におきまして市民税均等割で納税義務者の増により41万3,000円を、市民税所得割で特別徴収の増加などにより2,198万6,000円を、軽自動車税で軽4輪自動車の台数増加によ

り156万7,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

11款地方交付税では、普通交付税の本算定で当初予算を968万9,000円を上回る結果となりましたが、財源が不足する368万1,000円を調整財源として追加し、残り600万8,000円を留保財源といたしました。

15款国庫支出金におきまして2,525万1,000円の追加は、事業費の増減のほか道路交付金の補助率が60%から65%にかさ上げになったことによるものであります。

次に、第2表、継続費補正では、事業費の増加により天文台整備事業について変更しようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正では、学校給食用食材供給施設整備事業を追加し、名寄市立総合病院整備事業ほか6件を変更しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げますが、細部につきましては総務部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） 補足説明を佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

その前に、本日正誤表を提出させていただきました。その前に、本日正誤表を提出させていただきました。その前に、本日正誤表を提出させていただきました。その前に、本日正誤表を提出させていただきました。

まず最初に、歳出から説明させていただきます。議案第17号の12から13ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費でアスベスト分析調査委託料53万7,000円の追加は、調査基準の変更により市民会館、食肉センター、市場、スキー場、下水道処理場の5施設6カ所のアスベストの含有量調査などを実施するものです。

同じく1項4目の広報広聴費で町内会館等建設費補助金29万8,000円の追加は、智恵文智北町内会の補修工事に伴う補助金2分の1を支出するものであります。

14ページから15ページをお開きください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で国民健康保険特別会計繰出金265万円の追加は、普通交付税の国保基盤安定事業分が確定したことに伴い、繰り出しルールに基づき調整を図るものでございます。

16、17ページをお開きください。4款衛生費、1項5目環境衛生費で食肉センター事業特別会計繰出金180万円の追加は、食肉センター建屋構造調査の実施に伴う一般会計からの繰出金であります。

18、19ページをお開きください。7款商工費、1項1目商工業振興費で街なかにぎわい事業補助金66万6,000円の追加は、空き地空き店舗活用事業で6丁目商店街に開店した衣料品店及びボックスショップに対する助成であります。

20ページから21ページをお開きください。8款土木費、4項1目都市計画総務費で旅費16万2,000円の追加は、名寄、風連都市計画合併に伴う関係機関との協議に要する旅費を支出するものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。8ページから9ページをお開きください。17款財産収入、2項2目物品売払収入の不用品売払収入273万1,000円の追加は、スキー場のショベルローダー及びしらかばハイツのワゴン車の廃車に伴う売払収入であります。

19款繰入金、1項5目公共施設整備基金繰入金200万円の追加は、平成19年度の寄附を一たん公共施設整備基金に積み立てておりましたが、予算化に当たり同基金を取り崩し、繰り入れするものであります。

10ページから11ページをお開きください。22款市債、1項5目教育債で学校給食用食材供

給施設整備事業債230万円の追加は、旧風連学校給食センター改修に伴う実施設計委託料の合併特例債分であります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 1点だけお尋ねをしたいと思います。16ページの4款衛生費、1項4目の積立金の関係で御質問いたしたいと思いません。

積立金で、今市長の提案理由の説明の中で、私が聞き違えていなければあれなのですけれども、名寄東病院の振興基金の積み立ての提案の説明の中で、平成15年12月には御案内のとおりこれは国から移譲を受けて、10年後の25年12月には民間に移譲するというか、そのためのいわば基金の積み立てとして積み立てをしているという趣旨での説明であったのかなというふうに、私の聞き間違いでなければそういうふう感じたわけでありましてけれども、基金の積み立てそのものについては私は異論を挟むものではありませんけれども、25年12月以降はもう民間に移譲するということが決定的なようなイメージでお話がありましたけれども、これはもう少し丁寧に御説明をいただいて、私の理解が悪いのか、民間に移譲するということがもう決定をされているのかどうか、この点について少しく丁寧に御説明をいただければというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 国のほうから市のほうに移譲を受けるときに一部国の責任で、3億円強のお金だったと記憶していますが、内部、外部も含めた改修工事をして市のほうにいただいたということでもあります。それを受けまして、10年後には国から譲渡を受けた用途指定の期間が10年間過ぎますと満了しますので、市が直営で続

けなくて民間にお願いする場合については、国がやったのと同じような形で一定の外部改修工事等が必要になるやもということの想定をしまして、たまたま東病院の関係につきましては交付税が普通交付税で施設整備に関する分の財源として来ておりますので、そのお金を一部積み立てておきまして、国がやったのと同じような状態を想定して名寄市から民間に譲渡するときには一定の改修工事に必要な資金として備蓄をしていくということでの積み立てをしております。譲渡するかしないかの話については、ちょっと私の段階ではわかりませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 平成15年12月から国が国立療養所名寄病院の廃止ということでありまして、その受け皿については既に議会の皆さんにも御理解をいただいて公設民営と、こういう状況で現在運営をされております。幸いにして名寄の東病院の運営が医師も含めて人材の確保が順調にいつているということで大変私どもも喜んでいられるわけですが、当然国との移譲のときの契約で10年間利用に対する制限というのがあるわけですが、運営をしております。しかし、この施設を平成15年から以降の中でどのような状況変化が出てくるかということについてはなかなか予測のつかない部分もありますけれども、当時上川北部医師会との協議の中ではこの国との移譲に伴う制限が解かれたときにはどのようなのかと、こういうことを問われてきた経過があります。私どもも上川北部医師会のそうした要望に沿って、施設については公設民営からまさに民設民営と、こういう状況が好ましいのではないかと、こういうことも含めて協議をしてきた経過があります。まだ相当時間があるわけですが、医師会との協議についてはそのような協議をしている経過があるということでお答えをさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 基本的には東病院の振興基金の積立金については、私もそれなりに理解をいたすところであります。平成15年からそうした形で例えば市直営であろうが、あるいは民間に移譲というような形になろうが、一定の単年度のいわば収益の出る部分について、その後の対応に積立金を持つというのは極めてしかるべきことだというふうに感じますので、これについては全く異論がないわけでありまして、私提案理由の中で本当に気になったのは、さらには今加えて市長のほうから答弁がありましたけれども、確かに平成15年に国立療養所というか、国立病院から移譲を受けて、10年後にはいわばそうした国の縛りが解けるといふようなこともあって、公設民営、指定管理者等々を含めて、こうした状況で医師会も含めて御理解をいただきながら今日の運営にあると。そして、極めて良好な形で運営をされているということについては私自身も極めて喜ばしいことだというふうには認識をともにするものではございますけれども、ただ私は10年後まさに今提案理由にあったように民間に移譲するということは公の場では全く議論がないのではないのかということにささか驚きと申しましようか、を感じたわけでありまして、これは例えば議会の中でそういう議論があったとすれば私の認識が極めて不足しているということになるわけでありまして、少なくとも民間に移譲する是非は別にしても移譲することになれば公共施設の廃止の問題等々を含めてやっぱり議会議決等が、3分の2になるのかと私は理解をしておりますけれども、議決要件になってくるのではないのかというふうに思ひまして、そういう面ではこの東病院を民間にいわば移譲していくということになれば、確かに25年までまだ時間はあるということでありまして、市が、執行の側が基本的な考え方を持ち合わせているのであれば、私はそうした議論なり、考え方というのが少なくとも移譲される直前に議論することではなくて、執行機

関の考え方を議会なり、あるいは市民の皆さんに明らかにしていく必要があるのではないのかと。決して私は民間移譲が悪いと言っているわけではないわけですが、そういう手続というものが私は一つには必要でないのかというふうに思うわけですが、そうした考え方について市長はどのような見解をお持ちになっているのか。あるいは、あわせて民間に移譲するということを受け皿はもうでき上がっているということなのかどうなのか、この際お伺いしておきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 平成15年の時点でも名寄市が直接に運営をするという体力も含めて能力の持ち合わせはないと。市立病院の運営についても大変な苦勞をして今日まで至っているわけですが、幸いに上川北部医師会が受け皿となつての現在の運営が続いているということでもあります。

今回の提案の中で言及をしておりますのは、やはり直営でこれからもやっていくという議論が市民の中からわいてくるかどうかということですが、今公立病院等については非常に厳しい状況が続いております、民間の発想というものがなければ同じ市内に2つの病院を運営するということは非常に困難であると、そういう率直な私ども受けとめ方をしております。ですから、これらの施設を公設から民間に移していくという手続論については十分に議会の皆さん、あるいは市民の皆さんも含めて合意形成を図っていく必要があると、このように思っておりますから、改めてこの課題については平成25年という期限の指摘ありましたように直近でそのような議論するのではなくて、一定の時間を配置をして議論をしていただくという場を設定したいと、このように考えているところであります。

なお、民間というのは、全く現在の状況が続いていただきたいという期待を含めてそういう考え方を持っているということでもあります。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） ただいま市長のほうから答弁ありましたけれども、私も医師会が中心になってそういう受け皿をつくっていただいて、今日的に東病院が極めて健全に、そしてこの厳しい状況の中で善戦をしていただいて、あるいは地域の皆さん方の医療機関としての信頼をしっかりとち得ていることについては高く評価をいたしますし、今後もそうあってほしいというふうに思っていることには全く違いはないわけでありまして、ただ私は今回の提案理由を聞いて、おやと思ったのは、少なくともこうした病院問題いろいろあるわけでありまして、市長から答弁があったように市立病院が2つ、あるいは診療所も抱え、名寄の実態から見てどういう形がいいのかということについて民間移譲の議論が出てくることについても私はすぐさま否定をするものでは決してありませんけれども、しかしただ公共施設として、公の施設として持っている部分については、決して不用意とは申し上げませんが、しっかりと手続をやっぱり経て、一つの方向を見出していくと。このことが私から言うまでもなく何より必要なことではないのかというふうに思いますので、いわばこの補正予算の中で民間移譲の話が出てくるのではなく、少なくとも行政報告なり、執行方針の中で私はこの種の部分が基本的な考え方としてどういう立場で出てきて、そういう中で議論をしていく時期というのがあるのであればしかりだなというふうに思うわけでありまして、今回の提案が極めて私から見ると唐突的に民間移譲の話が出たものでありますからあえて御質問を申し上げたわけでありまして、そういう面では今後の取り組みについて私どもの議会の側も理解を得られるような形でのまた議論をさせていただくことをお願いを申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑ございませんか。17号についてまだまだたくさん質疑あるのではないかと思います、何人ぐらいいらっ

しゃいますか。お二人ですか、3人……。

それでは、13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御発言ございませんか。

谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） それでは、質問をさせていただきます。

議案第17号の11のところの教育費についてなのですが、風連のもとの学校給食センターの改築なのですが、230万円ですか、の予算なのですが、230万円ぐらいの予算計上の中で全部ができると思いませんので、それで最終的にどれぐらいのお金がかかるのか。それと、当然あれは公共施設の中で、市の持ち物ですので、それを使うことによってどれぐらいの使用料が発生するのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 議案の11ページの関係については、実施設計の250万円に対する事業債ということでありますから、これは借り入れということであります。実際に実施設計については250万円ということであります。基本的に旧風連の学校給食センターについて、現パン製造業者がやっているわけですが、その機器が老朽化をしているということで、このたび旧風連の学校給食センターの内部を改修をして、市直営で行っていききたいということであります。その改修に当たって250万円の実施設計ということであります。それから、今後の改修費用、それからパン製造機器の導入という部分の中では4,000万円前後ということで考えております。

以上です。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 済みません。使用料の関係だと思えますけれども、今学校給食のパンの供給につきましては月2回ということであります。現在考えている旧風連の学校給食センターの使用については、業務委託をとということで考えております。それで、パンの供給については月2回ということでありますから、それに見合う使用料ということで考えております。また、電気あるいは上下水道の使用についても、直営ということでありますから、これは基本的に市で払うということになりますけれども、これは業務を委託された業者が実際に使ったということでありますから、その辺につきましては実費徴収ということでいただきたいというふうに思っております。使用料の部分につきましては、先ほど言ったように月2回ということでありますから、月の使用料になるのか、あるいは年の使用料になるのか、この辺については今後詰めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） それでは、2点についてお伺いをしたいというふうに思います。

1つは、第2表、継続費補正のところにあります10款教育費の天文台整備事業費についてですが、補正前から補正後について約1億6,000万円もの増になっています。やっぱりかなりの金額という意味では市民の皆さんの受けとめる感覚としても大きいのではないかというふうに思います。そこで、市民への説明責任といいますか、そういったものが必要ではないかというふうに思いますが、その点についてどのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

それと、もう一点ですが、ただいま給食センターの整備事業の質問がありましたが、その設計委託料が250万円というふうにされています。この設計委託料ですが、せんだって総務文教常任

委員会で視察しました室蘭市では学校統廃合に伴って学校の設計を自前で行って、設計士というか、資格を持った職員の皆さんが自前でやって、コストダウンに結びつけたというようなことをお聞きしてきました。財政健全化も今言われて、動き出しているところですので、やっぱりこういったことが自前でできるという市民へのアピールでいえばまた市民の皆さんの受けとめ方も違うかなというふうに感じているのですが、この点についてどのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 天文台について御質問いただきました。当初より1億6,000万円近く費用が膨れるということでありまして。これについては、当初構想では面積が890と、それから事業費が7億2,500万円ということを出発をしております。これが実施設計に入っていく段階の中でいろいろ協議をいたしました。そしてまた、北大が望遠鏡ということでありまして、夜間に使うという部分も含めて管理区分なんかの問題がございまして、そういったことも含めて平面設計をしてきたわけですけれども、この中で面積が1,037平米にということで147平米ほど膨らんできたということでありまして。その面積の部分と現在の資材高騰を含めて、本体の部分で1億1,000万円ほど事業費が膨らんでいるということでありまして、資材高騰の部分では1.6倍、大体6,500万円ほど高騰したのかなというふうに思っております。

それから、天文台のプラ館、ドームの関係ですけれども、プラネタリウムにつきましては当初予定していた投影機について視察をしましたがけれども、これでは十分な投影ができないと、私どもで考えている部分で十分にできないということでグレードアップしたということでありまして、これについては3,000万円ほど膨らんできているということでありまして。

それから、屋上に望遠鏡をつくるわけですけれども、これは40センチあるいは30センチ、20センチということで考えております。今木原天文台で使っている望遠鏡につきましては25センチということと移動観望車に使っているのが40センチということでありまして。そういった意味では非常に精度の高い望遠鏡で、ドームと比較したらちょっと小さいわけですけれども、同じような使い方ができるということで、そういったことも含めて、研究にも使えるということも含めてグレードアップしたということでありまして、これについては1,100万円ほど膨らんでいるということでありまして、トータルで1億6,000万円ほどふえたということでありまして。

非常に当初から890に近づけるべく努力をしておりましたがけれども、今の天文台、皆さんが思い描いている天文台をつくるには、これだけの面積で、今の職員を活用するというだけではこの部分が最低必要だろうということでありまして、ぜひ御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 給食センターのパン製造工場の設計の件でございます。私ども建築の設計に関しては、できる部分は基本的には自分たちで行いたいというふうには考えているけれども、時間的なこともございまして、このごろ構造的な部分も1級建築士を持っていても構造的な部分は非常にシビアになっていまして、設計を委託せざるを得ない状況にもなっております。特に学校設計などは、多分もとの設計がしっかりしたものがあったというふうに考えますけれども、基本設計の中で構造計算を何回も繰り返して、他都市の今の建築の状況を見ながら設計しなければならぬという意味では、人員的な配置も含めて非常に難しい状況にあります。

それと、今回のこの給食センターの部分は、建物そのものは基本的にはそのまま生かしていくと。

先ほど教育部長からお話があったように機械を入れる部分を今回は設計をしよう。主にこの機械の設備の件に関して実施設計をすると。機械、パン製造機をどのような配置をして、乾燥機をどのような配置をすると。そうすると、ダクトはこゝら辺につけて、こういう形にしなければならないという設備の設計ですから、私どもの建築屋さんにも設備の専門家はいないということも含めて、少額ですけれども、業者委託をせざるを得ないという状況でございますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。天文台については、28ページのところに調書が出されているわけですが、前回定例会でも質問させていただきましたが、全国的にも、世界的にも本当に優秀な天文台ということですので、国、道の支出金が本当に少ない中、もっと出してもらうようにうんと働きかけていただきたいなというふうに思っているところです。市民負担が本当に大きくなならない工夫、知恵も出していただければ幸いかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、今設計の問題も、なかなか私も専門的な部分詳しくないのですが、ただ市民感情的な部分でいうとそういった部分もあるかなというふうに思いますので、ここのところをこれからはいろいろなところに生かしていただければというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） それでは、1点だけ、ちょっと先ほど市長あるいは総務部長も説明がされていなかったというふうに思いますので、もう少しきちっとした説明をお願いをしたいのは、7款の商工費のところでの道の駅の管理運営事業費というのが47万円ほど補正でかかっています。若干話は聞いておりますが、基本的には19年度決算の中身になるのかなというふうに私は思ってい

ます。市長の行政報告の中では当初の予定よりも道の駅活用が多いという評価がされていて、私もそのとおりだなというふうに思っていますが、基本的には19年度の決算に上がるものが新年度に47万円も補正をかけなければならないという、そういう状況にある内容についてもう少し補足説明をお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） では、私のほうからお答えをいたしたいと思いますが、今議員御指摘のとおりこの予算につきましては19年度の当初に50万円ということでお認めをいただいて、予算スタートさせていただきました。19年度というようなことで、実はこれは内容はリーフをつくるということ、3万部つくるということ準備をさせていただいたところでございます。御案内のとおり4月20日の日のオープンに向けて、最後の追い込みというようなことでいろんな準備をしていたところでございます。リーフが間に合ったというようなことで、3月にぎりぎり納品されて、4月20日のオープンに間に合ったというようなことでございます。その折に私どものほうで納品書なり、請求書というものがそれについていけば気づいていたのしょうけれども、お互いに忙しいというようなことでございまして、とりあえずリーフを届けてくれというように届けていただいたというようにございまして、そんなことで、本来4月に入ってでも、5月31日までの出納整理期間があったわけですから、それに間に合うような支出負担行為を北都新聞社（株）の会社のほうと連絡とりながら行為を起せばというようにございましてけれども、行為がついついできずに忘れてしまったというように、過年度支出ということの事態に至ったわけでございます。今後こういったことのないようにというふうなことで市長のほうにもお話をさせていただきまして、それから所管の委員会にもその旨ちょっとお話をさせていただきました

けれども、これもまた同じお話になるかと思いませんけれども、今後十分にこういったことのないように努めてまいりたいと思えますし、それからチェック機能がどうも機能しなかったというようなことをございます。そんなことでおわびを申し上げたいと思えますし、また実は北都新聞社（株）のほうからその後の請求につきましては8月に入って4日の日に来たときに何だというようなことで発覚したというようなことをございます。既に出納が閉鎖されていたということをございます。こういった事態になったということでございます。申しわけないと思っておりますし、今後ないようになっているところをございます。

以上、経過についてお話をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今の答弁ですと、8月に入ってから北都新聞社（株）から請求がという話でしたけれども、基本的にはパンフレット、リーフですか、納入されたときにその納入する際の伝票というのは必ずあるはずですよ。そのチェックがなぜ、恐らくこれは3月に納入されたと思っていますから、3月の伝票整理ができるはずなのです。6月まで延びても前年度の19年度の決裁が私はできると思うのです、今部長言いましたように。なぜそのチェック機能がきちっとされなかったのか、私そこが疑問なのです。現実47万円ですから、50万円の予算の47万円ですから3万円ほどの減ということでありますけれども、疑問なのはこのこと1つだけでなく、まだ多くこういうチェック機能が果たせなかったという中身も私はあるのではないかとこのように非常に疑問に思っているところなのです。そういった意味では、聞くところによると担当者がかわったとかという話もちらっと聞きましたけれども、それだけの問題ではないなというふうに私は思っていますから、きちっとこの扱いについては今後もこのようなことのないように整理を、チェック機能を果

たせるようなことで進めていかなければならないと思っていますから、そういうことで再度答弁をもらって、終わります。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 繰り返しになるかと思えますけれども、請求が納品書あるいは請求書がなくても4月に入ってでも、5月31日までの整理期間があるということをございますから、その段階で負担行為を起せば十分に間に合つたと。それから、会社のほうと連絡をとり合えれば十分行為として行えたというふうに理解をさせていただきます。経理システムがちょっと変わってはきているのですけれども、そうはいいましてふだんチェックしていれば十分にわかるというようなことをございます。50万円に対しまして47万円をございますから大きな額をございます。そんなことでは本当に申しわけないなと思っておりますけれども、今後に向けては、今職員にもお話ししているのですけれども、十分チェック機能をというようなことをございます。それから、あわせて庁議の中でも、部長会議の中でも十分にチェックして支払い漏れのないような注意事項も出ていたにもかかわらずこういった事態になったということをございます。今後十分にこういったことに留意しながら、二度とないようということでございます。御理解をいただきたいと思っています。申しわけございませんでした。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第19 議案第18号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第18号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ883万8,000円を減額し、予算総額を31億8,716万2,000円に、直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ98万5,000円を追加し、予算総額を1億3,167万4,000円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定について歳出から申し上げます。3款後期高齢者支援金等から6款介護納付金までにつきましては、各納付金等の額の確定により追加及び減額しようとするものであります。

8款保健事業費では、国保ヘルスアップ事業委託料として199万5,000円を追加、特定健診等データ管理システムの増設として38万1,000円を追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。1款国民健康保険税では、当初賦課の確定により一般被保険者分で100万円、退職被保険者分で1,200万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

2款国庫支出金では、財政調整交付金におきまして199万5,000円を追加しようとするものであります。

4款前期高齢者交付金では、交付金の額の確定により5,531万2,000円を減額しようとするものであります。

8款繰入金では、一般会計繰入金におきまして国保会計財政安定化支援事業として地方交付税の措置分265万円を追加、基金繰入金におきまして2,217万6,000円を減額しようとするものであります。

9款繰越金では、前年度繰越金5,100万5,000円を追加して調整を図ろうとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では、風連国民健康保険診療所において使用していた軽乗用車が交通事故のため修理不能となり、今回更新することから、取得にかかわる諸経費を含めて98万5,000円を追加しようとするものであります。

3款施設整備費では、電子カルテシステム導入事業にかかわる委託料の一部を備品購入費に組みかえようとするものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。4款繰入金では、一般会計繰入金におきまして98万5,000円を追加し、調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第20 議案第19号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第19号 平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして主に介護予防事業の組みかえ及び平成19年度介護給付実績にかかわる国、道負担金等の返還に伴うものでありまして、歳入歳出それぞれ3,654万3,000円を追加し、予算総額を18億7,772万9,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。4款地域支援事業費では、通所型介護予防事業にかかわる対象者である特定高齢者の減、シルバーハウジング生活援助員派遣委託事業費にかかわる一般会計からの組みかえ等により385万1,000円を追加、7款諸支出金では、前年度決算にかかわる負担金の返還金として3,269万2,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。4款国庫支出金では、前年度決算の繰越金の調整で352万8,000円を減額、9款繰越金では現年度繰越金として3,917万円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第21 議案第20号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第20号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、予算総額を21億5,506万7,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款下水道事業費では、受益者負担金全納奨励金として6万6,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では、新築住宅等による新たな受益者分担金及び負担金として93万4,000円を追加しようとするものであります。

4款繰入金では、一般会計繰入金におきまして86万8,000円を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正では、平成2年度及び平成3年度下水道事業借換債について変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第22 議案第21号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第21号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ180万円を追加し、予算総額を1,706万6,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款衛生費では、食肉センターの老朽化に伴う建屋構造調査の実施により180万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款繰入金では、一般会計繰入金におきまして180万円を追加し、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上

げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第23 議案第22号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第22号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、一般会計におきまして名寄市立総合病院整備事業にかかわる合併特例債が内定したことによるもので、資本的収入について調整しようとするものであります。

第3款資本的収入では、第1項企業債3,410万円を減額、第5項負担金を3,410万円追加し、科目の組みかえのみを行うものとするものであります。

なお、資本的収入の不足分につきましては、当年度損益勘定留保資金で補てんするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上

げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第24 議案第23号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第23号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、上水道変更認可申請書作成委託等にかかわる経費について補正しようとするものであります。

まず、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、浄水場における残留塩素計取りかえ修繕等により174万3,000円を追加し、合計を5億9,674万円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出では、上水道変更認可申請書作成業務等により936万9,000円を追加し、合計を3億3,422万8,000円とし、資本的収支の

不足額につきましては2億1,788万4,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金2億1,206万4,000円及び当年度消費税資本的収支調整額582万円で補てんしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第25 議案第24号 平成19年度名寄市各会計決算の認定について、議案第25号 平成19年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第26号 平成19年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第24号から議案第26号までの平成19年度における各会計決算、病院事業会計決算及び水道事業会計決算について、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第24号は平成20年5月31日、議案第25号及び第26号は平成20年3月31日をもってそれぞれ出納を閉鎖し、決算を行いましたの

で、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により決算の認定をお願いするものであります。

なお、細部につきましては別途御説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号外2件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中審査いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号外2件については、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、決算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第26 報告第1号 平成19年度名寄市風連特例区会計決算の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 平成19年度名寄市風連特例区会計決算の報告について申し上げます。

合併特例区では、合併特例区規約で定められております事業を執行しておりますが、本件は本年8月26日開会の合併特例区協議会におきまして平成19年度名寄市風連特例区会計決算の認定を了したことから、市町村の合併の特例に関する法律第5条の27第6項の規定により決算の報告をするものであります。

決算の詳細につきましては、お手元の決算書に記載のとおりであります。歳出の主なものにつ

いて申し上げます。NPOまちづくり観光支援及びイベント活性化事業で825万円、区域育英基金事業では1,134万6,000円、地域施設管理事業で1,181万167円などとなっております。今後も引き続き地域の特性を生かしながら合併に伴う変化の緩和に努めてまいります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第27 報告第2号 健全化判断比率の報告について、報告第3号 資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第2号 健全化判断比率及び報告第3号 資金不足比率の報告について、一括して御報告申し上げます。

地方公共団体は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、財政等の健全性に関する比率の公表及び当該比率に応じて財政等の健全化を図るための計画を策定することが義務づけられたところですが、本件は本市において平成19年度決算をベースとして健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしましたので、同法第3条第1項の規定により御報告を申し上げます。

なお、細部につきましては、総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴う

健全化判断比率及び資金不足比率について補足説明をさせていただきます。

まず、別途配付しております資料の1ページをごらんいただきたいと思います。ここでは、上段に本市の平成19年度決算ベースによる4つの健全化判断比率をあらわしています。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字額がないことからバー表示をしております。実質公債費比率は18.9%、将来負担比率は161.5%となりました。また、下段では早期健全化基準と財政再生基準の率をあらわしています。上段の4つの指標のいずれか1つでも早期健全化基準以上になると早期健全化団体となり、さらに将来負担比率を除く3つの指標値のいずれか1つでも財政再生基準以上になると財政再生団体になることになります。

それでは、各指標の具体的な説明をさせていただきます。2ページをお開きください。ここでは一般会計と特別会計の実質収支額、企業会計における資金不足額等をあらわしています。一番上の右側の欄には実質赤字比率、連結実質赤字比率を計算する際の分母となる標準財政規模、これは市税や交付金、普通交付税など毎年度安定して入ってくる一般財源の規模を示しております。名寄市では113億375万4,000円となっております。

初めに、一般会計を対象とする実質赤字比率につきましては、実質収支額が1億4,063万5,000円の黒字となっていることから、実質赤字比率はマイナス表示でマイナスの1.24%となりますが、実質赤字が出ていないことから1ページでの表示はなし、いわゆるバー表示となっております。

次に、一般会計に企業会計、特別会計などすべての会計を対象にした連結実質赤字比率は、連結実質収支額が16億9,176万4,000円の黒字となりましたので、連結実質赤字比率はマイナス表示でマイナス14.96%となりますが、実質赤字比率と同様に連結での赤字がないことから、連

結実質赤字比率はバー表示となります。

なお、病院事業及び水道事業の企業会計につきましては、連結実質赤字比率の算出に用いる数値は流動資産から流動負債を差し引いた資金不足剰余金となります。

次に、3ページをお開きください。ここでは実質公債費比率の状況をあらわしています。実質公債費比率とは、一般会計の公債費に加えて企業、特別会計及び一部事務組合などへの公債費に準じた繰出金、負担金など公債費及び公債費に準ずるものをすべて合算し、そこから地方交付税などで措置される分を控除して標準財政規模に占める割合をあらわすもので、平成19年度は18.9%となりました。これは、平成17年度から19年度までの3カ年の平均の数値であります。

次に、4ページをお開きください。ここでは将来負担比率の状況をあらわしています。これは、一般会計等が将来にわたって負担すべき実質的な負債をとらえた比率で、上段の将来負担額については地方債現在高を初め債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等への繰り入れ見込額、上川北部消防事務組合と名寄地区衛生施設事務組合が起こした地方債の負担見込額、一般会計等で負担する退職手当負担見込額、設立法人の負債額等負担見込額など将来にわたり負担しなければならない金額をあらわしています。また、中段には基金残高や地方交付税の標準財政需要額算入見込額など将来負担額に充当可能な財源をあらわしています。その結果、将来負担比率については161.5%となったところであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第2号外1件を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第28 報告第4号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第4号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

1件目の事故の内容は、議案第13号の交通事故において吉岡氏とともに被害確認をしていた札幌市白石区東札幌2条5丁目2の1、大西進氏を衝突事故に巻き込み、負傷させたものであります。

過失割合は、本市が100%であり、相手方に対する損害賠償として本市が15万8,573円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

2件目の事故の内容は、本年7月4日午後3時50分ごろ、名寄市風連町大町風連北2条線におきまして風連国保診療所所管の公用車が駐車場から市道に出る際、右側確認不足のため、直進してきた名寄市風連町大町85番地の1、櫻庭大所有で櫻庭加奈子氏が運転する普通乗用車に衝突し、破損させたものであります。

過失割合は本市が90%であり、相手方車両の修理代として本市が25万9,308円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

以上、2件を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第4号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第29 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求

めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には9名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、平成20年12月31日をもって野津眞喜子委員が任期満了となります。本件は、再度同氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より9日までの8日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より9日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時45分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 大 石 健 二

署名議員 谷 内 司